

訪問看護重要事項説明書

【令和7年1月1日現在】

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業者概要

事業者名称：合同会社チイキのミカタ

所在地：北海道旭川市亀吉1条2丁目3番4号 フィレンツェ101号室

代表者：代表取締役 岩岡 拓人

電話番号：090-6444-6868

FAX番号：0166-64-8333

2. 事業者概要

事業者名称：訪問看護ステーションいろはす

所在地：北海道旭川市亀吉1条2丁目3番4号 フィレンツェ101号室

管理者：戸田 志穂

電話番号：090-5071-4436

FAX番号：0166-64-8333

介護保険事業者番号：0162990915

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：合同会社チイキのミカタが開設する指定訪問看護ステーションいろはすは、介護保険法並びに医療法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

運営方針：

- ・訪問看護ステーションいろはすは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ・訪問看護ステーションいろはすは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種	常 勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
看護師	4名	1名		名
准看護師	1名			名
作業療法士	1名			名

5. 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日～日曜日

営業時間：午前9時00分～午後6時00分

※ 緊急時訪問看護加算又は24時間対応体制加算に同意された利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 通常の事業の実施地域

旭川市,札幌市

7. 提供するサービス

- 1) サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- 2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。
- 3) サービス提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能回復を図るよう適切に実施いたします。
- 4) サービスの提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要な事項を記録します。
- 5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- 6) 当事業者は主治医に対し、(介護予防) 訪問看護計画書及び(介護予防) 訪問看護報告書を提出します。

8. 利用料の支払について

利用者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を翌月末日までに下記 いずれかの方法でお支払ください。

- 1) 現金での支払い
- 2) 指定口座への振込み (ゆうちょ銀行)
- 3) 金融機関口座 (ゆうちょ銀行) からの自動引落とし

9. 利用の中止、変更、追加

- 1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。

- 2)サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業者及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

1 0. サービス実施時の留意事項

1)定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

2)訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

3)備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

1 1. 緊急時における対応について

- 1)事業者の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- 2)管理者は、市町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

1 2. 苦情処理体制について

本法人では、社会福祉法第82号の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

(1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者について

- 苦情受付担当者（窓口） 訪問看護ステーションいろはす 管理者 戸田 志穂
- 苦情解決責任者 訪問看護ステーションいろはす 管理者 戸田 志穂
- 事業者連絡先 090-6444-6868
- 受付時間 月曜日～日曜日 9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

<旭川市介護保険課>

- 所在地 北海道旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階
- 連絡先 電話番号 (0166) 25-6485
FAX番号 (0166) 29-6404
- 営業時間 平日・土日祝除く 8：45～17：15

<北海道国民健康保険団体連合会>

- 所在地 北海道札幌市中央区南2条14丁目
- 連絡先 電話番号 (011) 231-5161
- 営業時間 平日・土日祝除く 8:45~17:15

(3) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

13. 具体的なサービス内容及び利用料金（介護保険、医療保険）

「訪問看護重要事項説明書別紙1」及び「訪問看護重要事項説明書別紙2」をご参照ください。

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者、当事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問看護ステーションいろはす 管理者 戸田 志穂 印

私は、本書面に基づいて上記職員から訪問看護サービスについての重要事項について説明を受け、訪問看護の提供開始に同意しました。

住 所 _____

利 用 者 _____ 印

住 所 _____

代 理 人 _____ 印

(続柄 _____)

訪問看護重要事項説明書 別紙 1

令和 7 年 1 月 1 日現在

●提供するサービス内容

(1) 療養環境の確認と助言	1) 介護保険サービスなどの手配状況の確認と助言 2) 居室やベッド周りなどの安全確保、採光、換気、空調などの確認と助言 3) 杖、車イス、介護ベッドなどの福祉用品の手配状況の確認と助言 4) ガーゼやオムツなど医療用品の手配
(2) 健康状態の観察と療養生活の助言	1) 血圧・体温・呼吸・脈拍のチェック 2) 利用者の状態の観察 3) 食事・運動・休養などへの助言
(3) 病気の治療のための看護	1) お薬の服薬方法の指導、服薬確認浣腸 2) 床ずれ処置（体圧分散・除圧・減圧、皮膚面の保湿・清潔ケアなど） 3) 血糖測定 4) 人工肛門・パウチ交換 5) 浣腸 6) 経管栄養（胃ろう・経鼻） 7) 摘便 8) 腸ろう・腎ろう・膀胱ろう管理 9) たんの吸引（口鼻腔、気管切開）・気管カニューレ管理・永久気管孔管理 10) 薬剤やスチームの吸入 11) ガーゼ交換 12) 導尿 13) カテーテル管理 14) 人工呼吸器管理 15) 点滴・注射（静脈、筋肉、皮下）・IVH 管理（中心静脈栄養） 16) 在宅酸素療法 17) 採血
(4) 療養生活のお世話	1) 食事のお手伝い 2) 口腔内の清潔ケア 3) 洗面・洗髪 4) シャワー・入浴・手浴・足浴などのお手伝い 5) 身だしなみを整えるお手伝い（髭剃り、整髪、お着替えなど） 6) 排泄のお手伝い（トイレ移動介助、オムツ交換） 7) 体位変換（体の向きを変える） 8) 車いすやベッドへの乗り移りのお手伝い
(5) 精神・心理的な看護	1) リラックスのため手足や頭などをマッサージ 2) ゆっくりと時間をとって会話のお相手 3) テレビや音楽鑑賞、読書のお手伝い 4) 気分転換のためのお散歩や旅行などへの付き添い 5) 筋・神経疾患の方との文字盤を使った会話 6) 不眠時や精神的に不安定な際の声かけや見守り 7) 治療やリハビリテーションへの意欲喚起
(6) 在宅でのリハビリテーション	1) リハビリテーションに臨むための体調管理 2) 寝たきり予防のためのケア 3) 日常生活動作の訓練 4) 転倒・転落、オーバーペースなどの危険防止
(7) 介護するご家族の相談や技術指導	1) ご家族のお悩み相談 2) 看護・介護の知識や技術の指導 3) 認知症の正しい知識と接し方の指導 4) 医師の診察結果をわかりやすく説明
(8) 様々な介護サービスの使い方や連携方法の相談	1) 様々な介護サービスの使い方や連携方法の相談 2) 介護保険、医療保険の説明 3) 医療機関や自治体などの相談窓口の紹介
(9) 終末期ケア・お看取り	1) 痛みの緩和（鎮痛剤の投与やマッサージなど） 2) 精神的なケア 3) お看取り（ご臨終前後のケア）

訪問看護(介護保険) 重要事項説明書別紙2

令和7年1月1日現在

●訪問看護利用料金表(介護保険)

<負担割合>

本人の合計所得	年金収入+その他の合計所得金額	負担割合
220万以上	単身世帯: 340万円以上/複数世帯: 463万円以上	3割
	単身世帯: 280万円以上340万円未満 複数世帯: 346万円以上463万円未満	2割
	単身世帯: 280万円未満/複数世帯: 346万円未満	1割
160万円以上 220万円未満	単身世帯: 280万円以上/複数世帯: 346万円以上	2割
	単身世帯: 280万円未満/複数世帯: 346万円未満	1割
160万円未満		1割

<訪問看護費>

		費用額/単位	1割負担/円	2割負担/円	3割負担/円
訪問看護	20分未満	314	¥314	¥628	¥942
	30分未満	471	¥471	¥942	¥1,413
	30分以上1時間未満	823	¥823	¥1,646	¥2,469
	1時間以上1時間30分未満	1128	¥1,128	¥2,256	¥3,384
介護予防 訪問看護	20分未満	303	¥303	¥606	¥909
	30分未満	451	¥451	¥902	¥1,353
	30分以上1時間未満	794	¥794	¥1,588	¥2,382
	1時間以上1時間30分未満	1090	¥1,090	¥2,180	¥3,270

<提供時間帯における加算の割合>

夜間加算 早期加算	提供時間帯名	早期	昼間	夜間	深夜
深夜加算	時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
	加算率	25%	0%	25%	50%

<その他加算(該当する場合のみ)>

		費用額/単位	1割負担/円	2割負担/円	3割負担/円	
初回加算(Ⅰ)	1月に1回	350	¥350	¥700	¥1,050	
初回加算(Ⅱ)	1月に1回	300	¥300	¥600	¥900	
複数名訪問加算 (1回につき)	複数の看護師等 による訪問看護	(30分未満)	254	¥254	¥508	¥762
		(30分以上)	402	¥402	¥804	¥1,206
	看護師等と 看護補助者 による訪問看護	(30分未満)	201	¥201	¥402	¥603
		(30分以上)	317	¥317	¥634	¥951
退院時共同指導加算	1回あたり	600	¥600	¥1,200	¥1,800	
特別管理加算(Ⅰ)	1月に1回	500	¥500	¥1,000	¥1,500	
特別管理加算(Ⅱ)		250	¥250	¥500	¥750	
長時間訪問看護加算 (1時間30分以上)	1回あたり	300	¥300	¥600	¥900	
ターミナルケア加算 (要介護のみ)		2500	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
看護・介護職員 連携強化加算		250	¥250	¥500	¥750	
新型コロナウイルス感染症に対応 するための特例的な評価	2021年9月まで	基本報酬に0.1%上乗せ				

<ご利用者の希望により契約された場合は下記の料金が加算されます。>

		費用額/単位	1割負担/円	2割負担/円	3割負担/円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月に1回	574	¥574	¥1,148	¥1,722

<保険適用外料金>

エンゼルケア	¥10,500	日常生活用具、物品、材料費	実費
--------	---------	---------------	----

<各加算についての説明>

初回加算(Ⅰ) / 初回加算(Ⅱ)
(Ⅰ)新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定。(Ⅱ)新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定。(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定不可。
夜間・早期訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算
夜間(18時～22時迄の時間)・早期(6時～8時迄の時間)に訪問した場合は夜間・早期訪問看護加算を算定。深夜(22時～翌6時迄の時間)に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)
必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に一回算定。
特別管理加算(重症度等が高い)
在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。
特別管理加算(上記以外)
①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定しているいずれかの場合に算定する。
退院時共同指導加算
医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。尚、特別な管理が必要な者(概ね上記の特別管理加算対象者)に対して行った場合は、特別管理指導加算が追加される
複数名訪問看護加算
看護職員が、看護師等と同時に訪問看護を行った場合に算定。
長時間訪問看護加算
1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回算定。
看護・介護職員連携強化加算
看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。
ターミナルケア加算
看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。

訪問看護(医療保険) 重要事項説明書別紙2

令和7年1月1日現在

●訪問看護利用料金表(医療保険_精神科以外)

<負担割合>

		後期高齢者(75歳以上)	1割 または 所得によって2割、3割
医療保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳~74歳)	2割 (現役並み所得者の方は3割)
		一般(70歳未満)	3割 (6歳未満は2割)

<基本療養費>

			費用額/円(10割)		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(I)	保健師・看護師		週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			週4日目以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	准看護師		週3日目まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			週4日目以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
訪問看護基本療養費(II)	保健師 看護師	同一日 2人まで	週3日目まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
			週4日目以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		同一日 3人まで	週3日目まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
			週4日目以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	准看護師	同一日 2人まで	週3日目まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
			週4日目以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
		同一日 3人まで	週3日目まで	¥2,530	¥253	¥506	¥759
			週4日目以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909
訪問看護基本療養費(III)	外泊中に算定		¥8,500		¥850	¥1,700	¥2,550

<管理療養費>

		費用額/円(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日	¥7,440	¥744	¥1,488	¥2,232
	2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900

<その他加算(該当する場合のみ)>

		費用額/円(10割)	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問 看護加算 (週1回)	看護師・保健師(週1日まで)	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	准看護師(週2日まで)	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
	看護補助者(週3日まで)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
	看護補助者 (別に厚生労働大臣が定める場合に 限る)	1日1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		1日2回	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
		1日3回以上	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
緊急訪問看護加算(1日につき)		¥2,650	¥265	¥530	¥795	
難病等複数回訪問加算	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
夜間・早朝訪問看護加算		¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
長時間訪問看護加算		¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
特別管理加算(重症度等が高い)(月1回)		¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
特別管理加算(上記以外)(月1回)		¥2,500	¥250	¥500	¥750	
退院時共同指導加算		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
退院支援指導加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		¥2,000	¥200	¥400	¥600	
訪問看護ターミナルケア療養費1		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500	¥250	¥500	¥750	

<ご利用者の希望により契約された場合は下記の料金が加算されます。>

	費用額/円(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月1回)	¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920
在宅患者連携指導加算(月1回)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
訪問看護情報提供療養費1・2・3(月1回)	¥1,500	¥150	¥300	¥450

<保険適用外料金>

エンゼルケア	¥10,500	日常生活用具、物品、材料費	実費
--------	---------	---------------	----

<各加算についての説明>

夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算
夜間(18時～22時迄の時間)・早朝(6時～8時迄の時間)に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜(22時～翌6時迄の時間)に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。
24時間対応体制加算
必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に一回算定。
緊急訪問看護加算
主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定。
特別管理加算(重症度等が高い)
在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。
特別管理加算(上記以外)
①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定しているいずれかの場合に算定。
退院時共同指導加算 / 特別管理指導加算
医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。尚、特別な管理が必要な者(概ね上記の特別管理加算対象者)に対して行った場合は、特別管理指導加算が追加される
退院支援指導加算
退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に算定。
難病複数回訪問加算
1日に2回以上訪問した場合に加算を算定。
複数名訪問看護加算
看護職員が、看護師等と同時に訪問看護を行った場合に算定。
長時間訪問看護加算
1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回算定。
訪問看護情報提供療養費
市町村等や学校や入院・入所先に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供した場合に算定。
在宅患者連携指導加算
訪問診療を実施している医療機関と文書等による情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月一回に限り算定する。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算
利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患者を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。
看護・介護職員連携強化加算
看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。
訪問看護ターミナルケア療養費
看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定する。

訪問看護料金表(医療保険_精神科) 重要事項説明書別紙2

令和7年1月1日現在

<負担割合>

後期高齢者(75歳以上)		1割(現役並み所得者の方は3割)
医療保険	高齢受給者(70歳~74歳)	2割(現役並み所得者の方は3割)
	一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

<基本療養費>

			費用額/円(10割)		1割負担	2割負担	3割負担	
精神科 訪問看護 基本療養 費(I)	保健師・看護師		週3日目まで	30分未満	¥4,250	¥430	¥850	¥1,280
				30分以上	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
			週4日目以上	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
				30分以上	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
	准看護師		週3日目まで	30分未満	¥3,870	¥390	¥770	¥1,160
				30分以上	¥5,050	¥510	¥1,010	¥1,520
			週4日目以上	30分未満	¥4,720	¥470	¥940	¥1,420
				30分以上	¥6,050	¥610	¥1,210	¥1,820
精神科 訪問看護 基本療養 費(Ⅲ)	保健師 看護師		週3日目まで	30分未満	¥4,250	¥430	¥850	¥1,280
				30分以上	¥5,550	¥560	¥1,110	¥1,670
			週4日目以上	30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
				30分以上	¥6,550	¥660	¥1,310	¥1,970
	同一日 2人まで		週3日目まで	30分未満	¥2,130	¥210	¥430	¥640
				30分以上	¥2,780	¥280	¥560	¥830
			週4日目以上	30分未満	¥2,550	¥260	¥510	¥770
				30分以上	¥3,280	¥330	¥660	¥980
	同一日 3人まで		週3日目まで	30分未満	¥3,870	¥390	¥770	¥1,160
				30分以上	¥5,050	¥510	¥1,010	¥1,520
			週4日目以上	30分未満	¥4,720	¥470	¥940	¥1,420
				30分以上	¥6,050	¥610	¥1,210	¥1,820
	准看護師		週3日目まで	30分未満	¥1,940	¥190	¥390	¥580
				30分以上	¥2,530	¥250	¥510	¥760
			週4日目以上	30分未満	¥2,360	¥240	¥470	¥710
				30分以上	¥3,030	¥300	¥610	¥910
精神科 訪問看護	外泊中に算定		¥8,500		¥850	¥1,700	¥2,550	

<管理療養費>

		費用額/円(10割)	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 管理療養 費	月の初日	¥7,440	¥744	¥1,488	¥2,232
	2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900

<その他加算(該当する場合のみ)>

		費用額/円(10割)		1割負担	2割負担	3割負担
複数名精神科訪問看護加算(週1回)	看護師	1日1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		1日2回	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
		1日3回以上	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	准看護師	1日1回	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
		1日2回	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
		1日3回以上	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
精神科緊急訪問看護加算(1日につき)		¥2,650		¥265	¥530	¥795
精神科複数回訪問加算		1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
夜間・早朝訪問看護加算(6時~8時・18時~22時)		¥2,100		¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算(22時~午前6時)		¥4,200		¥420	¥840	¥1,260
長時間訪問看護加算(90分を超える場合(週1回))		¥5,200		¥520	¥1,040	¥1,560
特別管理加算(重症度等が高い)		¥5,000		¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算(上記以外)		¥2,500		¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算(該当退院または退所につき1回)		¥8,000		¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		¥2,000		¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算		¥6,000		¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000		¥200	¥400	¥600
訪問看護ターミナルケア療養費1		¥25,000		¥2,500	¥5,000	¥7,500
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500		¥250	¥500	¥750

<ご利用者の希望により契約された場合は下記の料金が加算されます。>

		費用額/円(10割)		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月1回)		¥6,400		¥640	¥1,280	¥1,920
訪問看護情報提供療養費1・2・3(月1回)		¥1,500		¥150	¥300	¥450
在宅患者連携指導加算(月1回)		¥3,000		¥300	¥600	¥900

<保険適用外料金>

エンゼルケア	¥10,500	日常生活用具、物品、材料費	実費
--------	---------	---------------	----

<p align="center">夜間・早朝訪問看護加算 / 深夜訪問看護加算</p> <p>夜間(18時～22時迄の時間)・早朝(6時～8時迄の時間)に訪問した場合は夜間・早朝訪問看護加算を算定。深夜(22時～翌6時迄の時間)に訪問した場合は深夜訪問看護加算を算定。</p>
<p align="center">24時間対応体制加算</p> <p align="center">必要に応じて緊急の訪問看護を行うことが出来る体制にある時、月に一回算定。</p>
<p align="center">精神科緊急訪問看護加算</p> <p align="center">主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定。</p>
<p align="center">特別管理加算(重症度等が高い)</p> <p align="center">在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている。または、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している場合に算定。</p>
<p align="center">特別管理加算(上記以外)</p> <p>①在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈管理栄養指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続用圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症管理指導管理・在宅人口呼吸指導管理を受けている者。②人工肛門または人工膀胱を設置している者。③真皮を超える褥瘡にある者。④在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定しているいずれかの場合に算定。</p>
<p align="center">退院時共同指導加算 / 特別管理指導加算</p> <p>医療機関等に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合に算定する。尚、特別な管理が必要な者(概ね上記の特別管理加算対象者)に対して行った場合は、特別管理指導加算が追加される</p>
<p align="center">退院支援指導加算</p> <p align="center">退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合に算定。</p>
<p align="center">精神科複数回訪問加算</p> <p align="center">1日に2回以上訪問した場合に加算を算定。</p>
<p align="center">複数名精神科訪問看護加算</p> <p align="center">看護職員が、看護師等と同時に訪問看護を行った場合に算定。</p>
<p align="center">長時間精神科訪問看護加算</p> <p align="center">1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週一回算定。</p>
<p align="center">訪問看護情報提供療養費</p> <p>村等や学校や入院・入所先に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供した場合に算定。</p>
<p align="center">在宅患者連携指導加算</p> <p align="center">訪問診療を実施している医療機関と文書等による情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合、月一回に限り算定する。</p>
<p align="center">在宅患者緊急時等カンファレンス加算</p> <p align="center">利用者の急変等に伴い、医師の求めにより、介護支援専門員、薬剤師、看護師等が共同で患者を訪問しカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p>
<p align="center">看護・介護職員連携強化加算</p> <p>看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。</p>
<p align="center">精神科重症患者支援連携加算</p> <p align="center">精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、医療機関等と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に月1回に限り、6月を限度として算定する。</p>
<p align="center">訪問看護ターミナルケア療養費</p> <p align="center">看護師等が、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者および家族等に対して説明をしたうえでターミナル</p>